

議案第 24 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年１２月河合町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

（５） 特定個人番号利用事務 法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（６） 利用特定個人情報 法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第２中「法別表第２に規定する地方税関係情報」を「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第２に規定する障害者関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報」に、「法別表第２に規定する生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 25 号

河合町監査委員に関する条例の一部改正について

河合町監査委員に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

河合町監査委員に関する条例（昭和３９年４月河合村条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第２４３条の２第３項」を「第２４３条の２の８第３項」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 26 号

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年1月河合町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年4月河合村条例第

16号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月河合町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員という。」)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

河合町国民健康保険税条例の一部改正について

河合町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和35年7月河合村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第3条第1項中「7.44」を「7.64」に改める。

第5条中「26,100円」を「27,600円」に改める。

第5条の2第1号中「21,800円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「10,900円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「16,350円」を「15,000円」に改める。

第6条中「2.62」を「3.27」に改める。

第7条の2中「9,800円」を「11,500円」に改める。

第7条の3第1号中「7,800円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「6,300円」に改める。

第8条中「2.8」を「3.03」に改める。

第9条の2中「16,300円」を「16,900円」に改める。

第23条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第1号ア中「18,270円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「15,260円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「7,630円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「11,445円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「6,860円」を「8,050円」に改め、同号エ（ア）中「5,460円」を「5,880円」に改め、同号エ（イ）中「2,730円」を「2,940円」に改め、同号エ（ウ）中「4,095円」を「4,410円」に改め、同号オ中「11,410円」を「11,830円」に改め、同項第2号ア中「13,050円」を「13,800円」に改め、同号イ（ア）中「10,900円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,450円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,175円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,900円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「1,950円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「2,

925円」を「3,150円」に改め、同号オ中「8,150円」を「8,450円」に改め、同項第3号ア中「5,220円」を「5,520円」に改め、同号イ（ア）中「4,360円」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,180円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3,270円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1,960円」を「2,300円」に改め、同号エ（ア）中「1,560円」を「1,680円」に改め、同号エ（イ）中「780円」を「840円」に改め、同号エ（ウ）中「1,170円」を「1,260円」に改め、同号オ中「3,260円」を「3,380円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,915円」を「4,140円」に改め、同号イ中「6,525円」を「6,900円」に改め、同号ウ中「10,440円」を「11,040円」に改め、同号エ中「13,050円」を「13,800円」に改め、同項第2号ア中「1,470円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,450円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「3,920円」を「4,600円」に改め、同号エ中「4,900円」を「5,750円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 28 号

河合町子ども医療費助成条例等の一部改正について

河合町子ども医療費助成条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(河合町子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 河合町子ども医療費助成条例（昭和60年3月河合町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「就学児」を「就学児等」に改め、同条第3項中「奈良支部」を削る。

第2条中「（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）」を削り、「有する者」を「有するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月河合町条例第25号）により医療費の助成を受けている者
- (3) 当該子どもが河合町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月河合町条例第26号）により医療費の助成を受けている者
- (4) 当該子どもが河合町精神障害者医療費助成事業（一般）実施要綱（平成26年9月河合町告示第12号）により医療費の助成を受けている者
- (5) 当該子どもが河合町精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱（平成26年9月河合町告示第15号）による医療費の助成を受けている者

第3条の2第2項中「第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、」を削り、「ことをもって」を「場合は」に改める。

第4条第1項中「就学児」を「就学児等」に改める。

(河合町心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 河合町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月河合町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「奈良支部」を削る。

第2条第1項に次の4号を加える。

- (5) 河合町子ども医療費助成条例（昭和60年3月河合町条例第8号）によ

る医療費の助成を受けていない者

(6) 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月河合町条例第25号）による医療費の助成を受けていない者

(7) 河合町精神障害者医療費助成事業（一般）実施要綱（平成26年9月河合町告示第12号）による医療費の助成を受けていない者

(8) 河合町精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱（平成26年9月河合町告示第15号）による医療費の助成を受けていない者

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

（河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第3条 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月河合町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「奈良支部」を削る。

第2条に次の4号を加える。

(5) 河合町子ども医療費助成条例（昭和60年3月河合町条例第8号）による医療費の助成を受けていない者

(6) 河合町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月河合町条例第26号）による医療費の助成を受けていない者

(7) 河合町精神障害者医療費助成事業（一般）実施要綱（平成26年9月河合町告示第12号）による医療費の助成を受けていない者

(8) 河合町精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱（平成26年9月河合町告示第15号）による医療費の助成を受けていない者

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療費に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 29 号

河合町介護保険条例の一部改正について

河合町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町介護保険条例の一部を改正する条例

河合町介護保険条例（平成１２年３月河合町条例第４号）を次のように改正する。

第２条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「３０，６００円」を「３２，２００円」に改め、同項第２号中「４５，９００円」を「４８，４００円」に改め、同項第３号中「４５，９００円」を「４８，８００円」に改め、同項第４号中「５５，０００円」を「６３，７００円」に改め、同項第５号中「６１，２００円」を「７０，８００円」に改め、同項第６号中「７３，４００円」を「８４，９００円」に改め、同項第７号中「７９，５００円」を「９２，０００円」に改め、同項第８号中「９１，８００円」を「１０６，２００円」に改め、同項第９号中「１０４，０００円」を「１２０，３００円」に改め、同項に次の４号を加える。

（１０） 令第３８条第１項第１０号に掲げる者 １３４，５００円

（１１） 令第３８条第１項第１１号に掲げる者 １４８，６００円

（１２） 令第３８条第１項第１２号に掲げる者 １６２，８００円

（１３） 令第３８条第１項第１３号に掲げる者 １６９，９００円

第２条第２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１８，３００円」を「２０，１００円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１８，３００円」を「２０，１００円」に、「３０，６００円」を「３４，３００円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１８，３００円」を「２０，１００円」に、「４２，８００円」を「４８，４００円」に改める。

第３条第１項中「２８日」を「末日」に改める。

第４条第３項中「及びハ、第２号口、第３号口又は第４号口又は第５号口」を「若しくはニ、第２号口、第３号口、第４号口、第５号口、第６号口、第７号口、第８号口、第９号口、第１０号口、第１１号口又は第１２号口」に、「第５号まで」を「第１２号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 改正後の河合町介護保険条例第 2 条の規定は、令和 6 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

議案第 30 号

河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部
改正について

河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を
別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月河合町条例第2号）を次のように改正する。

第4条第4項中「市町村」を「町」に、「第105条の46」を「第115条の46」に改め、「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を、「複数の」の次に「指定」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画であって、できること等につき説明を行い、理解を得なければならない。居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支

援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を「ができること」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第3項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

（2の2） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（2の3） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月にお

いては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第18号の2及び第18号の3中「市町村」を「町」に改め、同条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第17条、第19条の見出し及び同条中「市町村」を「町」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第3項及び第4項並びに第30条第1項中「市町村」を「町」に改める。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による町」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日より施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第25条第3項（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 31 号

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月河合町条例第4号）を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同

条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- （3） 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2の2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115

条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日より施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第23条第3項（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 32 号

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月河合町条例第17号）を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（８） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（９） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（５） 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、同条第4項中第11号

を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「当該」の次に「指定」を加える。

第 48 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 51 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 58 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 51 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 8 項中「市町村」を「町」に改める。

第 59 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 5 第 4 項中「市町村長」を「町長」に改め、同条第 5 項中「市町村」を「町」に改める。

第 59 条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 17 第 1 項及び第 4 項並びに第 59 条の 18 第 1 項中「市町村」を「町」に改める。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による町」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の26第4項中「市町村長」を「町長」に改める。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する市町村」を「の規定による町」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第63条第4項中「市町村長」を「町長」に改める。

第65条第2項中「いう。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的

拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第101条第2項中「市町村」を「町」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との

間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理

等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日より施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第34条第3項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第106条の2（第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第172条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 33 号

河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月河合町条例第18号）を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第4項中「市町村長」を「町長」に改める。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条第1項中「市町村」を「町」に改める。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的

拘束等」という。) 」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行

う体制を、常置確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日より施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第32条第3項（第65条、及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同

項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第63条の2（第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するように努めなければ」とする。

議案第 3 4 号

河合町水道法施行条例の一部改正について

河合町水道法施行条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町水道法施行条例の一部を改正する条例

河合町水道法施行条例（平成 25 年 3 月河合町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河合町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月河合村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の河合町消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた河合町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 36 号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、関係地方公共団体の協議により、令和 6 年 4 月 1 日から組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第15条第1項の表給水人口割の項中「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に「。ただし、令和5年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす」を加え、同表規模割の項中「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に「。令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす」を加える。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 37 号

河合町道路線の認定について

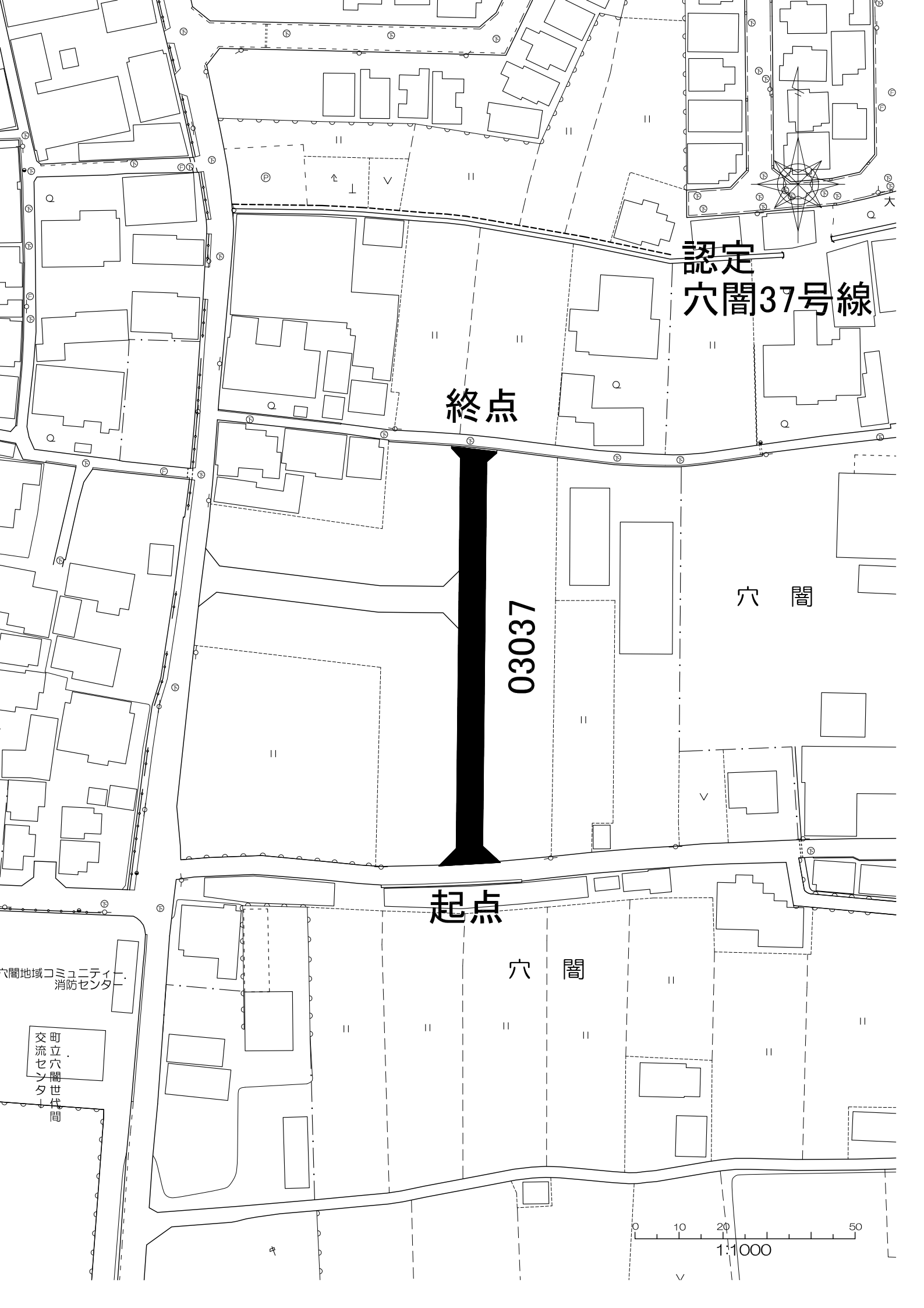
河合町道路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

認定路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
03037	穴闇 3 7 号線	大字穴闇 4 0 番 1 8 先	
		大字穴闇 4 0 番 5 先	



認定
穴闇37号線

終点

03037

穴 闇

起点

穴 闇

穴闇地域コミュニティ
消防センター

町立穴闇世代間
交流センター



議案第 38 号

河合町道路線の認定について

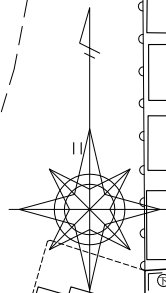
河合町道路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

認定路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
03038	穴闇 3 8 号線	大字穴闇 4 0 番 9 先	
		大字穴闇 4 0 番 6 先	



認定
穴闇38号線

起点

03038

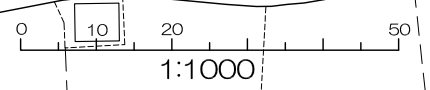
終点

穴闇地域コミュニティ
消防センター

町立穴闇世代
交流センター

長林寺

穴 闇



議案第 39 号

河合町第 5 次障がい者基本計画、河合町第 7 期障がい福祉計画及び河合町第 3 期障がい児福祉計画を定めることについて

河合町第 5 次障がい者基本計画、河合町第 7 期障がい福祉計画及び河合町第 3 期障がい児福祉計画を別紙のとおり定めることについて、河合町議会基本条例第 21 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

議案第40号

河合町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を定めることについて

河合町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を別紙のとおり定めることについて、河合町議会基本条例第21条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6年 3月 6日

河合町長 森 川 喜 之

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住所 門 口 昌 義
氏 名
生年月日

令和 6 年 3 月 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

門 口 昌 義 氏 経歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

